

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

2026年3月25日

各 位

3月社長記者会見

1. 中期経営計画（2026年度－2028年度）について <資料1>
2. 2026年度業務計画について <資料2>
3. 上場維持基準に関する経過措置の終了時期等について <資料3>

以 上



中期経営計画(2026-2028年度)

「名証」ブランドの確立を目指して 2.0

株式会社名古屋証券取引所

2026年3月25日

1. 名証の使命

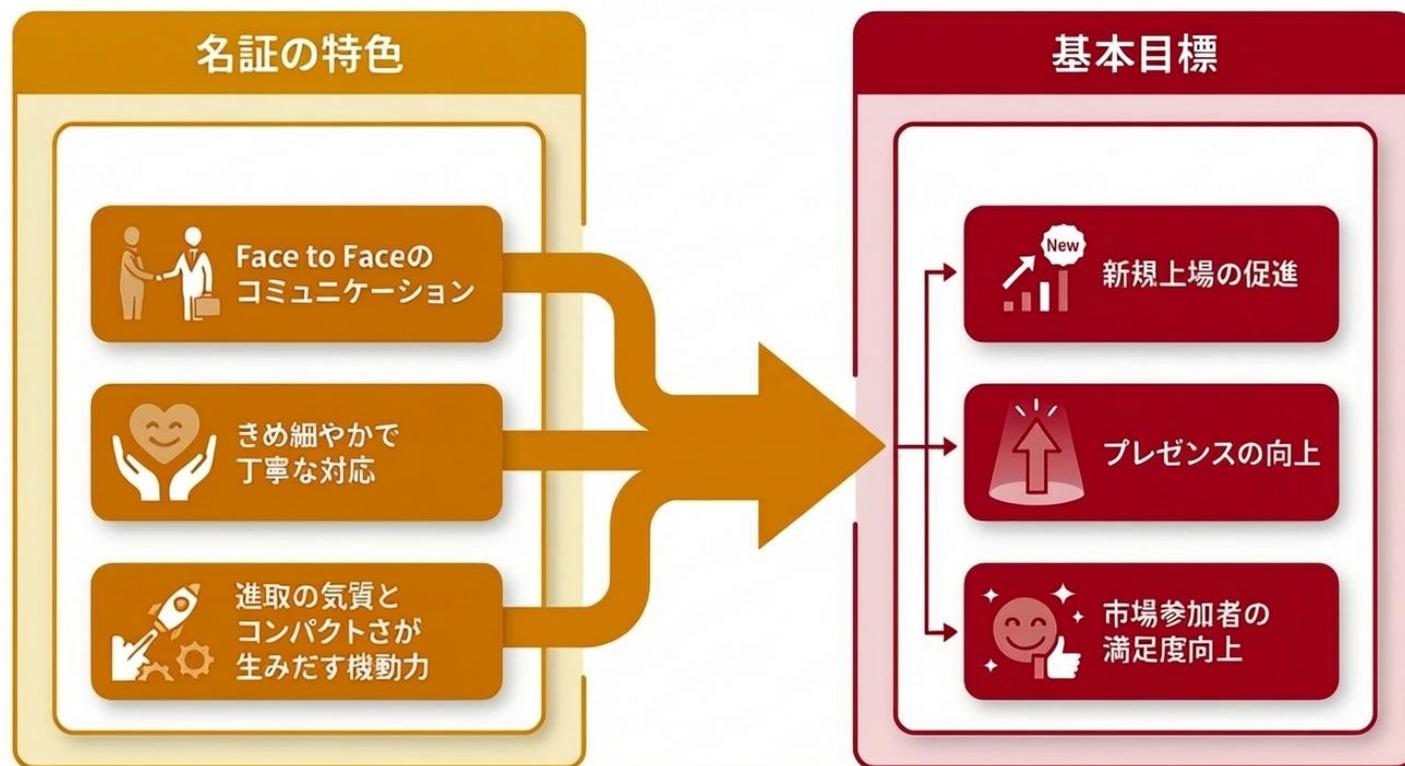
名古屋証券取引所は、公正かつ信頼される利便性の高い市場サービスを提供し、企業の成長と投資家の資産形成に資する。

また、わが国の重要な産業集積地である中部地域の独立した経済インフラとして、中部経済圏の持続的発展に寄与する。

このような使命を果たすことにより、豊かでサステナブルな社会づくりに貢献する。

2. 基本目標

市場参加者に対して、“Face to Faceのコミュニケーション”、“きめ細やかで丁寧な対応”、“進取の気質とコンパクトさが生み出す機動力”という名証の特色を活かしたサービスを提供し、新規上場の促進、プレゼンスの向上、市場参加者の満足度向上を図る。



3. 2026-2028年度の主要な取組み

名証ブランドの確立を目指して 2.0

2023-2025年度は、当面の基本目標を達成するためには「名証」というブランドイメージを定着させることが重要との認識のもと、「名証ブランドの確立を目指して」というスローガンを掲げ施策に取り組んできた結果、上場企業数の増加や当地域以外の地域からの新規上場が増加するなど、ブランド確立の兆しが見え始めている。

2026年度からの3年間は、真の「名証」ブランドの確立を目指してこれまでの活動を継続しつつ、さらに深化させた取組みを進める。

名証ブランド

1. 全国の企業が
上場できる市場



2. 個人投資家を
重視する市場



3. ニーズに即した
サポート・サービスを
提供する取引所



強固な市場運営基盤

Action 1. 上場の選択肢としてのプレゼンスの向上

未上場企業に対するアプローチの推進

- 全国の未上場企業を対象に、IPOセミナーや個別訪問を中心とした新規上場促進活動を幅広く展開
- 企業との継続的な信頼関係の構築を通じたIPO支援
【目標】 3か年で21社(年平均7社)の新規上場

スタートアップに対する成長支援

- 行政、経済団体及びスタートアップ支援団体とのコラボレーションによるイベントの開催など連携、協力を継続
- スタートアップ企業とのコミュニケーションを通じた支援を継続

市場の差別化を念頭においた制度の整備

- 上場制度整備後の状況をフォローアップし、必要に応じて企業の持続的成長を支えるための上場制度のリファインを実施



Action 2. 個人投資家重視の特色の追求

上場企業と個人投資家をつなぐIRサポートの充実

- 個人投資家の拡大に対応した「名証IRエキスポ」の開催
- 上場企業によるプレゼン方式のIRセミナー(会場形式・オンライン形式)の開催
- 上場企業トップと著名講師との対談方式によるIRセミナーを実施

【目標】 参加企業の満足度で高評価8割以上

個人投資家育成に向けた金融経済教育の推進

- 親子経済教室やインターネットを活用した株式投資コンテストを継続

【目標】 参加者の満足度で高評価8割以上

- 大学との連携講座や大学・高校への講師派遣を拡大
- 上場企業の従業員等のニーズに応じた金融リテラシー向上に資する活動を実施



Action 3. 市場参加者のニーズに応じたサービスの拡充

上場企業・取引参加者に向けた多面的支援

- 上場企業開示担当者向けの新任研修の継続及びより実務に即した少人数制勉強会の開催
- 上場企業の新卒採用活動に対するサポートを継続
- 取引参加者のコンプライアンス確立を促進するために担当者向けセミナーの内容を充実させるとともに、営業担当者向けセミナーの開催を継続
- 上場企業や取引参加者との幅広いコミュニケーションにより意思疎通を高めるほか、企業の直面する課題に対応するための調査・研究やサポートを実施

個人投資家に向けた多様な投資情報の発信

- 名証オンラインTVやYouTubeチャンネル「あしたのマネー」等を活用した投資情報の配信を継続
- 金融情報メディアや個人投資家コミュニティと協力したイベントの開催
- 個人投資家向けに有用な情報発信を行うため上場企業の財務情報等の統計データの分析を実施



Action 4. 市場運営基盤の強化

公正性・セキュリティ耐性・レジリエンス向上の推進

- 巧妙化するサイバー攻撃への対策及び障害に対するレジリエンス向上の観点を踏まえ社内システムをリプレースし、安定した運用を継続
【目標】 2028年11月業務システムリプレース
- 新規上場企業の審査や日々の売買の監視などの自主規制業務について巧妙化する不正リスクに留意して的確に遂行
- 業務の属人化回避のためのマニュアルやダブルアサイメント体制について実効性の検証を実施

人的資本の充実と生産性向上の実現

- 従業員の職務遂行能力アップに向けた業務継承の推進及び研修の強化
- 上場監理や売買審査などの自主規制業務及び経理業務のデジタル化等による業務効率化の推進
- 生成AIの業務フローへの活用拡大に向けた取組みの推進



2026年3月25日
株式会社名古屋証券取引所

2026年度 業務計画

1. 上場の選択肢としてのプレゼンスの向上

(1) 新規上場の促進

①個別企業への直接アプローチを以下のとおり実施する。

○名証単独上場を目指す企業の増加を図るため、中部地域だけでなく全国の上場意向のある未公開企業への個別訪問を実施する。

○中部地域の既上場企業に対しても名証への重複上場を促すため、個別訪問を実施する。

②IPOについて東証以外の選択肢としての名証の存在及び個人投資家重視の市場というコンセプトを広くアピールするとともに、新たな上場候補企業を発掘するため、IPOセミナーの開催等を以下のとおり推進する。

○名証主催のIPOセミナーを開催（年3回予定）

○IPO関係者が開催する外部セミナーへ積極的に登壇（講師派遣等）し、上場候補企業の新規発掘、名証市場の魅力などを伝えていく。

○IPO関係者に対し、個別訪問やオンライン面談を通して、積極的に名証市場の魅力などを伝えていく。

(2) スタートアップ支援の実施

①多方面の専門家からIPOに必要な知識や情報を提供するIPO経営人材育成プログラムを開催（6月～11月予定）する。

②STATION Aiなどと協力し、スタートアップ企業の支援に取り組む。

(3) 名証市場の認知度の向上

①新規上場銘柄の認知度向上・名証市場の魅力向上（上場の誘致）を目的に、新規上場会社に対し、個人投資家向け企業説明会（オンライン）を開催する。

②若年層に対する名証の認知度向上を目的にSNSを効果的に活用した広告や情報発信を行う。また、その他新聞・雑誌など宣伝媒体の有効な活用を検討・実施し、名証の存在などをPRする。

③ETF市場の認知度向上及び流動性向上を目的に、プロモーション活動を実施する。

④名証市場の状況、名証の取組み等に関する情報を掲載した「名証通信 -Communication Letter-」を発行し、上場企業、取引参加者、マスコミ、一般投資家等に対して有用な情報を提供する。

(4) 市場の差別化に向けた検討の実施

①企業の持続的成長、個人投資家重視の市場等の観点から上場制度整備後の状況のフォローアップを行う。

2. 個人投資家重視の特色の追求

(1) 上場企業と個人投資家をつなぐIRサポートの強化

①個人投資家を重視する市場を体現する施策の一つとして、上場企業に対し、個人投資家に向けたIR活動の場を以下のとおり提供する。

○名証IRエキスポ(12月4日・5日開催予定)

○個人投資家向け企業説明会

・名証IRセミナー オンライン(随時)

※上記に加え、上場企業トップと著名講師との対談方式によるIRセミナーを実施

・名証IRセミナー(大阪5月、東京6月2回、名古屋3月)

・企業研究セミナー(7月、他随時)

・株式投資サマーセミナー(8月～9月の8日間)

※名証IRセミナー、企業研究セミナー、株式投資サマーセミナーについて、希望企業のアーカイブ動画配信サービスを実施

○名証IRエキスポ2027会場変更に向けた実施企画の立案

また、「名証IR懇談会」の事務局として、上場企業のIR活動を側面から支援する。

(2) 金融経済教育の実施

①大学授業に講師を派遣し、証券取引所の役割や証券投資等についての講義を行う。

また、高校への出前授業を実施する。

②証券市場や証券投資等の講義を行う大学との連携講座を実施する。

③小学生及び中学生を対象に、暮らしと経済や株式会社との関係について講義やボードゲームを通じて学習してもらう親子経済教室を開催(夏休み期間中予定)する。

④名証市場及び上場銘柄の認知度向上並びに若年層の金融リテラシー向上及び金融経済教育の充実の一助となることを目的に、学生を参加対象とした「名証株式投資コンテスト」を開催(10月～11月予定)する。

⑤当取引所への見学に対応し、団体申込みのあった見学者に対する要望に沿った説明等を実施する。

⑥上場企業など職域のニーズに応じて講師を派遣し証券投資等についての講義を行う。

3. 市場参加者のニーズに応じたサービスの拡充

(1) 上場企業に対するサポート・サービス

①上場企業の実務担当者向けに、時節に即した適時開示上の注意点等に関する説明会を開催するほか、インサイダー取引規制等のコンプライアンス体制の向上支援のためのセミナーを開催するなど、有用な情報提供を継続する。

加えて、上場企業の新任適時開示担当者向けの基本知識習得機会の提供を継続するとともに、より実務に即した少人数制の勉強会を開催する。

また、「名古屋株式事務研究会」の事務局として、上場企業の株式関係事務の合理的運営と能率向上を側面から支援する。

②上場企業向けサービスの一環として、新卒採用サポートを実施する。

また、就職支援会社のWeb上で、名証上場会社の採用支援活動のサポートを行う。

③上場企業間の親睦及び上場企業との意見交換の場として「名証上場企業交流会」を開催（2月予定）する。

また、決算発表での面談等を行っていない重複上場企業とのコミュニケーションを円滑にするための個別訪問を実施する。

（2）取引参加者に対するサポート・サービス

①取引参加者の顧客向けサービスへのサポート及び名証単独上場銘柄の知名度向上を目的として、取引参加者と共催セミナーを開催する。

②取引参加者とのコミュニケーションを促進するための個別訪問を実施する。

③取引参加者の従業員向けサポートを目的として、著名講師による営業担当者向けの研修セミナーを開催する。

※セミナー終了後に当地区の若手証券営業担当者間の交流を目的とした有志による懇親の場を設定する。

また、取引参加者各社のIT技術の活用やITリテラシー向上に寄与するため、Fintech勉強会及びIT実務研究会を開催する。

④当地域の取引参加者のコンプライアンス業務等の質的向上を図るため、「コンプライアンス実務担当者向けセミナー」を開催するなど、有用な情報提供を継続する。

（3）個人投資家に対するサポート・サービス

①金融情報メディアや個人投資家コミュニティと協力し、個人投資家向けイベントを開催する。

②著名講師による株式講演会をオンライン配信する情報発信コンテンツ「名証オンラインTV～株式市場の羅針盤～」を開催（6月、9月、12月、3月）する。

③YouTubeチャンネル「あしたのマネー」により若年社会人層へ資産形成に関する情報を発信する。

また、報道機関と共同でYouTubeチャンネル「あしたのマネー」と連携した個人投資家向けイベントを開催する。

4. 市場運営基盤の強化

（1）適切な自主規制機能の発揮

①上場監理業務を適切に遂行するため、証券取引等監視委員会、東海財務局等との情報交換を定期的に行うなど、監督当局との連携を図る。

また、上場審査及び上場管理に係る各種情報交換や事例研究を目的とした「全国証券取引所

連絡会議」に参加し、上場審査及び上場管理の機能向上及び担当者のスキルアップを図る。

- ②上場制度の整備等を必要に応じて実施するほか、上場監理業務の適切な遂行のために必要な取組みを実施する。

また、上場制度見直しに係る経過措置終了時期の決定（3月予定）に伴い、本来の基準適用に向けた対応を行う。

- ③市場監理業務を適切に遂行するため、監督当局や他の金融商品取引所との連携を図り売買審査上有益な情報交換を実施する。

また、売買審査担当者のスキルアップを図るため、証券取引等監視委員会の研修への参加や外部講師を招いての売買審査実務研修を実施する。

- ④取引参加者監理業務を適切に遂行するため、考査（他の自主規制機関との合同検査）を実施する。

また、考査担当者のスキルアップを図るため、証券取引等監視委員会の研修に参加する。

（2）市場インフラの信頼性・安定性の向上

- ①システムリスク分析・障害分析・障害対応訓練等を継続的に実施することにより、システムリスク管理の実効性向上に努める。

- ②サイバー攻撃・セキュリティ事故等の情勢を踏まえ、セキュリティリスク対策を検証するとともに、必要な対策を強化するなど実効性向上を図る。

- ③災害時等における市場業務継続のための訓練等を実施する。

- ④業務システムについてクラウドサービスのソフトウェア変更に伴う環境移行対応を実施（2027年1月）する。

- ⑤市場機能向上のための制度整備等を必要に応じて実施する。

- ⑥業務の属人化回避のためのマニュアルやダブルアサイメント体制について実効性の検証を実施する。

（3）コンプライアンスの推進

- ①全従業員を対象に情報管理又はコンプライアンス意識向上に関する社内教育を実施する。

加えて、自主規制グループ配属社員について、配属時にインサイダー取引規制に関する研修を実施する。

- ②内部監査により法令諸規則の遵守状況等を検証する。

（4）生産性の向上

- ①取引所業務の効率化と生産性向上を図るため、上場監理や売買審査などの自主規制業務及び経理業務のデジタル化を実施する。

- ②生成AIの業務活用の拡大を図るための社内体制の整備と課題への対応を行う。

以上

上場維持基準に関する経過措置の終了時期等について

2026年3月25日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所では、2022年4月に、それまでの3つの市場区分を継続しつつ、市場コンセプトの明確化や、上場基準等の見直しを含む全般的な上場制度の整備を行い、新たな市場区分として、「プレミアム市場」、「メイン市場」及び「ネクスト市場」の3市場に移行いたしました（2022年4月4日施行）。その際、施行日の前日における上場会社については、当分の間、緩和した上場維持基準を適用することとし、当該経過措置については施行日以後における上場会社各社の上場維持基準への適合状況など、中期的な状況変化等を踏まえながら、将来的に見直しを行うものとしていたところ、今般、上場会社各社の上場維持基準への適合状況などを踏まえ、その終了時期を定めることとします。

あわせて、流通株式の取り扱いについてより実態を踏まえた判定を行う観点から見直しを行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場維持基準に関する経過措置の終了時期	<ul style="list-style-type: none"> 2027年3月1日以後に到来する上場維持基準の判定に関する基準日（以下「判定基準日」といいます。）から、本来の上場維持基準を適用することとします。 	<p>※現行制度では、2022年4月4日に実施した上場制度の見直し前から上場している会社については、当分の間、緩和した上場維持基準を適用することとしていますが、その終了時期を定めるものです。</p> <p>※判定基準日において上場維持基準に適合していない場合、1年間（売買高基準の場合は、6か月間）の改善期間に入ります。改善期間内に基準に適合しなかったときは、監理銘柄（確認中）指定期間及び整理銘柄指定期間を経て上場廃止となります。</p> <p>ただし、プレミアム市場の上場会社が、改善期間内に上場維持基準に適合しなかった場合であって、メイン市場の上場維持基準に抵触しないときは、改善期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日にメイン市場への市場区分の変更を行い上場が継続されます（対象となる上場会社において必要な手続きはありません。）。</p>

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ただし、判定基準日において、上場維持基準に適合しない状態となった場合であって、当該状態となった時から起算して3か月以内に、上場維持基準の適合に向けた計画書（以下「適合計画」といいます。）を開示した上場会社については、現在経過措置として適用している緩和した上場維持基準に適合しない状態となった場合を除き、適合計画に記載された計画期間を改善期間とするものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の取扱いは、2027年3月1日以後に最初に到来する判定基準日に係る場合に限りです。 ※適合計画を開示する際には、経過措置の適用から相応の期間が経過していることを踏まえ、合理的に必要と認められる最短の計画期間を設定することが望まれます。 現在「時価総額」に係る上場維持基準に適合しない状態となった場合には、一律に当取引所への適合計画の提出を要するものとしていますが、「時価総額」に係る緩和した上場維持基準を適用しているプレミアム市場の上場会社が、上記のメイン市場への市場区分の変更により上場が継続される制度の適用が見込まれる場合においては、左記の計画期間を改善期間とする場合を除き、当取引所への適合計画の提出を要しないものとします。
<p>2. 流通株式の定義に係る経過措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式のうち、純投資に加え、その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的であることが明らかであるもの（売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認めるものに限る。）についても、当分の間、流通株式として取り扱うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※より実態を踏まえた判定を行う観点から見直しを行うものです。 「その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的」とは、例えば、一般的に株価の変動等を踏まえた売却の見込みが高いものとして、重要提案行為等の目的が想定されます。安定株主や資本業務提携、政策投資等の目的については、株価の変動等に関わらず継続的な保有が見込まれることから、当取引所が認める目的とは扱わないものとします。 なお、「売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認めるもの」については、従前どおり、5年以内の売買実績等について確認を行う取扱いに変更ありません。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- 2026年6月1日から実施します。

以上